

「千葉県SDG s シンボルマーク」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「千葉県SDG s シンボルマーク」(以下、「シンボルマーク」という。)の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ちばSDG s パートナー

ちばSDG s パートナー登録制度実施要綱に基づく登録を受けた企業・団体等

(2) 千葉県SDG s シンボルマークガイドライン

シンボルマークの利用方法等について県が定めたもの

(ちばSDG s パートナーの使用)

第3条 ちばSDG s パートナーは、自らのSDG s に関する活動を広く広報することや、SDG s を普及・啓発することを目的として、シンボルマークを使用することができる。ただし、以下に該当する使用は禁ずる。

- (1) 商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにシンボルマークを使用すること
- (2) シンボルマークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用すること
- (3) シンボルマークにより商品やサービスに一定の認証があるように使用すること
- (4) その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用する

2 ちばSDG s パートナーは、前項の規定に基づき、シンボルマークを使用するときは、予め企画書を添えて千葉県SDG s シンボルマーク使用届出書(別記第1号様式)を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定による届出について、必要があると判断したときは、届出者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、ちばSDG s パートナーであるか否かを問わず、ちばSDG s パートナーと同様に、シンボルマークを使用することができる。

(1) 県内市町村

(2) 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(教育の目的で使用する場合に限る)

(4) 報道機関(報道又は広報の目的で使用する場合に限る)

5 ちばSDG s パートナーは、登録の有効期間の満了等により、その地位を失った場合は、ただちに本要領に基づくシンボルマークの使用を停止しなければならない。

(届出内容の変更手続)

第4条 第3条第2項の規定により、シンボルマークの使用を届け出たちはSDGsパートナー（以下、「使用者」という。）は、届出を行ったシンボルマークの使用内容を変更しようとするときは、千葉県SDGsシンボルマーク届出内容変更申込書（別記 第2号様式）を知事に提出するものとする。

(使用料)

第5条 シンボルマークの使用料は、無償とする。ただし、第10条の規定によりシンボルマークを使用する場合の使用料は、有償とする。

2 有償使用の場合のシンボルマーク使用料の額は、別表において定めるところにより算定した額とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出た内容により使用すること。
- (2) 届け出た内容に基づくシンボルマークの使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 千葉県SDGsシンボルマークガイドラインに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- (5) 原則として物品にはちばSDGsパートナーの登録番号を付すこと。

(使用の是正及び禁止)

第7条 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第6条に定める規定に反するとき。
- (2) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、シンボルマークの使用を禁止することができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。

(2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 知事は、前項の規定により、使用を禁止するときは、千葉県SDGsシンボルマーク使用禁止通知書（別記第3号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 知事は前項及び第9条の規定による使用禁止により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第8条 使用者が、シンボルマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

（暴力団排除措置）

第9条 第7条の規定にかかわらず、知事は、使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、シンボルマークの使用を禁止することができるものとする。

(1) 役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体にあつては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（シンボルマークの使用に係る特例）

第10条 知事は、第3条第1項及び第4項の規定にかかわらず、本県におけるSDGsの普及・啓発を図る上で、公益上の観点及び著作権管理の観点から、シンボルマークを使用することが適当であると認める場合に限り、シンボルマークの使用を希望する者に、その使用を許諾することができる。

2 前項の規定に基づき、シンボルマークを使用しようとする者は、千葉県SDGsシンボルマーク使用申込書（別記第4号様式）に記入の上、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて知事に提出し、その許諾を得なければならない。

3 知事は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、申込者に

対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

- 4 知事は、シンボルマークの使用を許諾するときは、千葉県SDGsシンボルマーク使用許諾通知書（別記第5号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 5 知事は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。
- 6 知事は、使用を許諾しないときは、千葉県SDGsシンボルマーク使用不許諾通知書（別記第6号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 7 第2項の規定に基づきシンボルマークを使用する者は、許諾を受けたシンボルマークの使用内容を変更しようとするときは、千葉県SDGsシンボルマーク使用内容変更申込書（別記第7号様式）を知事に提出し、その許諾を得るものとする。
- 8 第12条第1項第1号の規定により、シンボルマークの使用料を申込み時点で一括して算定するとされた物品を、使用期間を超えて販売又は使用する場合は、前項の規定により変更の申し込みを行い、許諾を得るものとする。
- 9 知事は、シンボルマークの使用内容の変更を許諾する場合には、千葉県SDGsシンボルマーク使用内容変更許諾通知書（別記第8号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 10 知事は、シンボルマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、千葉県SDGsシンボルマーク使用内容変更不許諾通知書（別記第9号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 11 第1項の規定に基づく使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。
- 12 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。
- 13 第11項及び前項の使用期間満了後において、引き続きシンボルマークを使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。
- 14 第6条乃至第9条の規定は、本条の規定に基づくシンボルマークの使用について準用する。この場合において、第6条中「届け出た」とあるのは「許諾を得た」と、「ちばSDGsパートナーの登録番号」とあるのは「許諾番号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（シンボルマーク使用料の免除）

第11条 有償による使用の場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者は、シンボルマーク使用料の免除を申し込むことができる。

- (1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用するとき。
- (2) 千葉県への誘客効果や千葉県のイメージアップ効果が期待できると知事が認めるとき。
- (3) 使用する主体と県又は県内市町村との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると知事が認めるとき。

(4) その他知事が免除することが適当であると認めるとき。

- 2 前項の規定によりシンボルマーク使用料の免除を申し込む者は、千葉県SDGsシンボルマーク使用料免除申込書（別記第10号様式）に、前項各号のいずれかに該当することが分かる書面を添えて、知事に提出するものとする。
- 3 第10条第3項の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。
- 4 知事は、第2項の規定による申込みが第1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、千葉県SDGsシンボルマーク使用料免除許諾通知書（別記第11号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 5 知事は、第2項の規定による申込みが第1項の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、千葉県SDGsシンボルマーク使用料免除不許諾通知書（別記第12号様式）により、申込者に通知するものとする。

(シンボルマーク使用料の納付)

第12条 シンボルマーク使用料は、次に掲げる各号の区分に応じ、各号の定める時期に算定する。

(1) 製造物等申込み時に総量が確定するもの
原則として申込み時点で一括して算定する。

(2) 申込み時に総量を確定するのが困難なもの
一定の期間を定め、その期間ごとにシンボルマーク使用料を算定する。

- 2 使用者は、前項の規定によるシンボルマーク使用料の算定後、知事が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日から15日以内にシンボルマーク使用料を支払うものとする。
- 3 前項の規定により納入されたシンボルマーク使用料は、原則としてこれを返還しない。
- 4 第1項第2号により、シンボルマーク使用料を算定する場合、千葉県SDGsシンボルマーク使用料実績報告書（別記第13号様式）により、第10条第4項の規定による通知に記載されたシンボルマーク使用料算定期間ごとに、シンボルマーク使用料の額を報告するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

- 2 本要領は、通知なく改訂される場合がある。改訂内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年2月14日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年5月23日から施行する。
- 3 この要領は、令和6年3月28日から施行する。

4 この要領は、令和6年12月9日から施行する。

別表（第5条第2項）

目的	シンボルマーク使用料
販売を目的とするもの	小売価格（消費税賦課前）×3%×製造 個数
販売以外を目的とするもの（景品等）	製造価格×3%×製造個数
サービス	サービス利用料金×3%×利用回数
上記以外でシンボルマーク使用料の算定 が困難な場合	別途協議の上で決定した額

第1号様式（第3条第2項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用届出書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申込者>

ちばSDGsパートナー登録番号

住所（所在地）

企業・団体等名称

代表者 職・氏名

ちばSDGsパートナーとして、「千葉県SDGsシンボルマーク」を使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用対象	
使用目的	(どちらか選択) 1 SDGsに関する活動を広く広報する目的 2 SDGsを普及・啓発する目的
使用方法	
使用開始年月日	年 月 日 ※ちばSDGsパートナーとして登録されている期間の範囲内であること。
使用場所	
製造個数	

<連絡先>

担当者名・電話番号

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) その他

次の1及び2のいずれかに該当すると認められた場合又は次の3の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

企業・団体等名称

代表者 職・氏名

- 1 (1) 商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにシンボルマークを使用すること。
(2) シンボルマークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用すること。
(3) シンボルマークにより商品やサービスに一定の認証があるように使用すること。
(4) その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること。
- 2 (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
(3) 特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
(4) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
(5) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- 3 (1) 届け出た内容により使用すること。
(2) 届け出た内容に基づくシンボルマークの使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
(3) 千葉県SDG s シンボルマークガイドラインに従って使用すること。
(4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と表記を付すこと。
(5) 原則として物品にはちばSDG s パートナーの登録番号を付すこと。

第2号様式（第4条）

千葉県SDGsシンボルマーク届出内容変更申込書

年 月 日

千葉県知事

宛

<申込者>

ちばSDGsパートナー登録番号

住所（所在地）

企業・団体等名称

代表者 職・氏名

年 月 日付で届け出た内容について、下記のとおり変更を届け出ます。

記

(使用内容)
(変更内容)

※必要に応じて、資料を別途添付する。

第3号様式（第7条第3項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用禁止通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで届け出のあったシンボルマークの使用については、下記のとおり使用を禁止します。

- 1 使用禁止の内容
- 2 理由

第4号様式（第10条第2項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用申込書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申込者>

住所（所在地）

企業・団体等名称

代表者 職・氏名

千葉県SDGsシンボルマークを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象				
使用目的				
使用方法				
使用期間	年 月 日～ 年 月 日			
使用場所				
シンボルマーク 使用料	価格又は利用料金	製造個数 又は利用回数	料率	計
			3%	
シンボルマーク 使用料算定期				

<連絡先>

担当者名・電話番号

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要がわかる書面
- (3) その他

次の1のいずれかに該当すると認められた場合又は次の2の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

企業・団体等名称

代表者 職・氏名

- 1 (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
(3) 特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
(4) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
(5) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

- 2 (1) 許諾された内容により使用すること。
(2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
(3) 千葉県SDGsシンボルマークガイドラインに従って使用すること。
(4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
(5) 原則として物品には許諾番号を付すこと。
(6) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
(7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第5号様式（第10条第4項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用許諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあった、千葉県SDGsシンボルマークの使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号				
使用内容				
使用目的				
使用方法				
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
使用場所				
シンボルマーク 使用料	価格又は利用料金	製造個数 又は利用回数	料率	計
			3%	
シンボルマーク 使用料算定時期				
条件				

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別添の千葉県SDGsシンボルマークガイドラインに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すこと。
- (6) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第6号様式（第10条第6項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用不許諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあった、千葉県SDGsシンボルマークの使用については、本県におけるSDGsの普及・啓発を図る上で、公益上の観点及び著作権管理の観点から、シンボルマークを使用することが適当であると認められないため、不許諾とします。

第7号様式（第10条第7項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用内容変更申込書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申込者>

住所（所在地）

企業・団体等名称

代表者 職・氏名

年 月 日付で許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

許諾番号	使用内容
(変更内容)	

第8号様式（第10条第9項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあった、千葉県SDGsシンボルマークの使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用内容
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 千葉県SDGsシンボルマークガイドラインに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すこと。
- (6) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第9号様式（第10条第10項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用内容変更不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあった、千葉県SDGsシンボルマークの使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

許諾番号	使用内容
(理由)	

第10号様式（第11条第2項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用料免除申込書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申込者>

住所（所在地）

企業・団体等名称

代表者 職・氏名

下記のとおり、千葉県SDGsシンボルマーク使用料の免除を申し込みます。

記

使用対象	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

免除が該当する理由（該当する箇所に○を記入してください。）

	(1)	自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用するとき。
	(2)	千葉県への誘客効果や千葉県のイメージアップ効果が期待できると知事が認めるとき。
	(3)	使用する主体と県又は県内市町村との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると知事が認めるとき。
	(4)	その他知事が免除することが適当であると認めるとき。

※上記免除理由に該当することが分かる書面を添付すること。

第11号様式（第11条第4項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用料免除許諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みのあった、千葉県SDGsシンボルマーク使用料の免除申込みについては、下記のとおり千葉県SDGsシンボルマーク使用料を免除します。

記

使用対象	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	
免除該当理由	

第12号様式（第11条第5項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用料免除不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

年 月 日付けで申込みがあった、千葉県SDGsシンボルマーク使用料の免除申込みについては、次の各号のいずれにも該当しないので、不承諾とします。

- (1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）
公益的な活動のために使用する時。
- (2) 千葉県への誘客効果や千葉県のイメージアップ効果が期待できると知事が認める時。
- (3) 使用する主体と県又は県内市町村との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると知事が認める時。
- (4) その他知事が免除することが適当であると認める時。

第13号様式（第12条第4項）

千葉県SDGsシンボルマーク使用料実績報告書

年 月 日

千葉県知事 宛

< 申込者 >

住所（所在地）

企業・団体等名称

代表者 職・氏名

年 月 日付け第 号で承諾された、千葉県SDGsシンボルマークの使用料について、下記のとおり報告します。

記

許諾番号	使用対象			
算定の対象となる使用期間				
シンボルマーク 使用料	価格又は利用料金	製造個数 又は利用回数	料率	計
			3%	

※期間ごとの千葉県SDGsシンボルマーク使用料の実績額が0円の場合でも、本様式による実績報告を行うこと。